

# 千曲市の防災について

【ご意見】（令和5年11月20日受付）

千曲市は防災、特に水害については、警戒心が弱かったように思えました。4年前に台風19号災害に遭遇してからやっと危機感を感じたように思えます。地球温暖化、沸騰化と昨今は言われている。早急に対策を講じるべきと考えます。耐震化も必要ですが、水害対策もよろしく願います。

私達は、数年にわたり、被害に遭われた方のお話を伺ったり、現地を見たりして学習を積み重ねて参りました。以下の2点を取り上げて頂きたく提案します。

- 1、防災訓練の見直し(コロナ明けの訓練は形ばかりでした。)
- 2、高齢者(特に独居の方)の避難について  
よろしく願います。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

## 【回答】

### 1 防災訓練の見直しについて

本年度の総合防災訓練は、令和元年東日本台風災害を機に、従来の「地震想定」から「水害想定」の訓練に内容を見直して実施しました。

避難訓練は、要支援者の避難を想定し、支援者役の参加者が、車両等により、要支援者役の参加者の避難支援を行う「高齢者等避難訓練」と、一般参加者が徒歩で避難を行う「避難訓練」の二つを、想定警戒レベルの推移に応じて、段階的に行いました。

令和6年度の総合防災訓練では、より多くの関係者に参加いただき、より効果的な訓練を目指します。

なお、各地区の防災訓練については、各地区の実情に合わせて、区・自治会が主体となって計画・実施しているものですが、より効果的な訓練になるよう区・自治体へも伝えてまいります。

## 2 高齢者(特に独居の方)の避難について

市では災害対策基本法・千曲市地域防災計画に基づいて、要支援者を登録した「千曲市災害時避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、区・自治会に依頼して、この名簿を活用した個別支援計画(災害対策基本法で定める「個別避難計画」)の作成を行っています。

個別支援計画とは、災害時に円滑で迅速な避難支援ができるよう、要支援者一人ひとりについて、「だれが」「どのように」「どういった」支援をするのかを具体的に決めておき、災害に備えるものです。

個別支援計画作成の対象者は災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方(※)のうち、避難支援等関係者(区・自治会、民生児童委員、消防、警察等)へ事前に名簿情報を提供することに同意している人が対象となります。

### ※対象となる方

- ① (在宅の)要介護認定を受けており、介護度が3・4・5に該当する方
- ② (在宅の)身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ③ (在宅の)療育手帳Aの交付を受けている方
- ④ (在宅の)精神障害者福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- ⑤ (在宅の)長野県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ⑥ (在宅の)長野県から小児慢性等特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- ⑦ (在宅の)その他、市が必要と認めた方(登録申出書を提出していただいた方)

独居高齢者の方うち、上記のいずれか(①～⑥)に該当する方については名簿及び個別支援計画書を作成し、避難支援の体制を整えています。

上記に該当しない方で、地域の方に避難支援を希望する場合には、地域の民生児童委員さんにご相談いただければ、名簿への掲載及び計画を作成することができます。(⑦)

また、個別支援計画以外にも、各区・自治会ごとに、災害時の主体的な避難支援活動等について定める「地区防災計画」の策定を進めています。

なお、市といたしましては、有事の際、誰一人取り残されることのないよう、個別支援計画や地区防災計画等に基づき、高齢者等の避難支援を行ってまいります。

地域防災力の強化及び災害時の防災、減災には、自助・共助・公助による連携した取り組みが重要であり、その中でも、地域コミュニティを核とした地区(区、自治会)単位での「助け合い・支え合い」の「共助」による防災活動が被害軽減につながることから、共助の観点からも防災活動へ積極的に参加いただくよう周知してまいります。

担当 危機管理防災課